

財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが



2011
June
No.736

水無月

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

今月の記事

●日本年金機構

- ・7月11日までに算定基礎届の提出をお願いします。…………… 2
- ・国民年金の加入もれはありませんか? …………… 3
- ・年金を受けていた方が亡くなられた場合は、「年金受給権者死亡届」の提出をお願いします! …………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・埋葬料・埋葬費 …………… 4～5

●(財)佐賀県社会保険協会

- ・平成23年度第1回 新任担当者向け社会保険事務講習会 …………… 6
- ・開催予告!! ～ 健康づくり企画「カラダ・プラス1(ワン)」 …………… 7
- ・年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは …………… 8
- ・「賞与支払届」の届けについて …………… 8

●社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

7月11日までに

算定基礎届の提出をお願いします。

- 「算定基礎届」は**4月・5月・6月に支払われた報酬**をお届けいただくものです。
(給与を**当月に支払われる事業所様**は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を**翌月に支払われる事業所様**は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成23年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。
(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成23年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 「**総括表**」及び「**総括表 附表**」のご提出をお願いします。(現在、**被保険者が「0人」**の場合でもご提出ください。)

定時決定における保険者算定の基準の追加

これまでの取扱い

これまでは、定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合については、具体的な基準として、次のとおりとしていました。

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヵ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合

上記に加えて、平成23年度から以下の基準が追加となります。

追加の内容

- ④ 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

●届出方法

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の資料を添付してください。

- ① 業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書
- ② 被保険者の同意書
- ③ 当年の4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年の6月の報酬額等を比較した書類

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

国民年金の加入もれはありませんか？

○厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。

○再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

◎保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または減額（失業による特例認定）を受けられる可能性があります。

※ 連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、当該しない場合もあります。

平成22年7月分～平成23年6月分の国民年金加入期間の保険料納付について、免除・減額等をご希望の場合は、

**受付期限が迫っています(平成23年7月末日まで)。
ご希望の方は手続きをお急ぎください。**

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。
また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

年金を受けていた方が亡くなられた場合は、 「年金受給権者死亡届」の提出をお願いします！

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは、市役所・役場に提出する「死亡届」とは別に、「**年金受給権者死亡届**」の提出が必要です。この届出が遅れますと、年金を多く受け取り過ぎて、後で返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます。この受け取っていない年金の請求書を「**未支給【年金・保険給付】請求書**」といい、請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

まい そう りょう まい そう ひ 埋葬料・埋葬費

被保険者・被扶養者が死亡したときには、
申請により埋葬料・埋葬費が支給されます。

被保険者が亡くなったとき

1 被保険者に生計を維持されていた人がいる場合。

例 ■被扶養者が申請する場合。
■被扶養者ではないが、生計を維持されていた人が申請をする場合。

埋葬料 | 生計を維持されていた人に
5万円が支給されます。

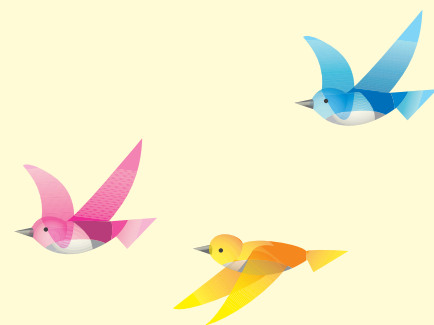
2 被保険者に生計を維持されていた人がいない場合。

例 ■家族・親族等であるが、生計維持関係がなかった人が申請する場合。
■社葬をした場合。

埋葬費 | 埋葬を行った人に、埋葬にかかった費用が
支給されます。(上限額5万円)

被扶養者が亡くなったとき

被保険者に
埋葬料 5万円が支給されます。





全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索



●申請書の印刷ができます！

■ 埋葬料

申請書名	健康保険 被保険者家族 埋葬料(費)支給申請書
添付書類	●被保険者死亡で、被扶養者ではない生計を維持されていた人が、申請する場合のみ必要 ⇒死亡した被保険者と申請者が掲載されている住民票(原本)
提出時期	亡くなった日の翌日から2年以内
申請者	●被保険者死亡の場合 ⇒ 生計を維持されていた人 ●被扶養者死亡の場合 ⇒ 被保険者

■ 埋葬費

申請書名	健康保険 被保険者家族 埋葬料(費)支給申請書
添付書類	埋葬に要した費用の領収書(原本)と明細書(原本)
提出時期	埋葬を行った日の翌日から2年以内
申請者	埋葬を行った人

■ 申請書内に事業主の証明が受けられない場合は、

死亡が確認できる次のいずれかの書類を添付して下さい。

- ・埋葬許可証、火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検死調書(いずれも写)、死亡した人の戸籍(除籍) 謄(抄) 本(原本)、住民票(原本)

平成
23年度
第1回

新任担当者向け
社会保険事務講習会

社会保険事務初心者の方を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地 区	日 時	会 場
鳥 栖 会 場	平成23年7月 8日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
伊 万 里 会 場	平成23年7月11日(月)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
武 雄 会 場	平成23年7月13日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀 会 場	平成23年7月27日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

◆実施期間 各会場共通: 13:30受付 ▶13:50開始 ▶16:00終了

募集定員 佐賀・武雄**50名** 鳥栖・伊万里**30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務新任担当者及び事務経験1年程度の方

講 師 社会保険労務士

参 加 費 **会員事業所は無料** (平成22年度会費未納事業所は資料代等として500円)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

- ・新任担当者向け第2回 県内4会場にて平成23年11月開催予定
- ・第2期(経験者向け) 県内4会場にて平成23年 9月開催予定
- ・第3期(経験者向け) 県内4会場にて平成24年 1月頃開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

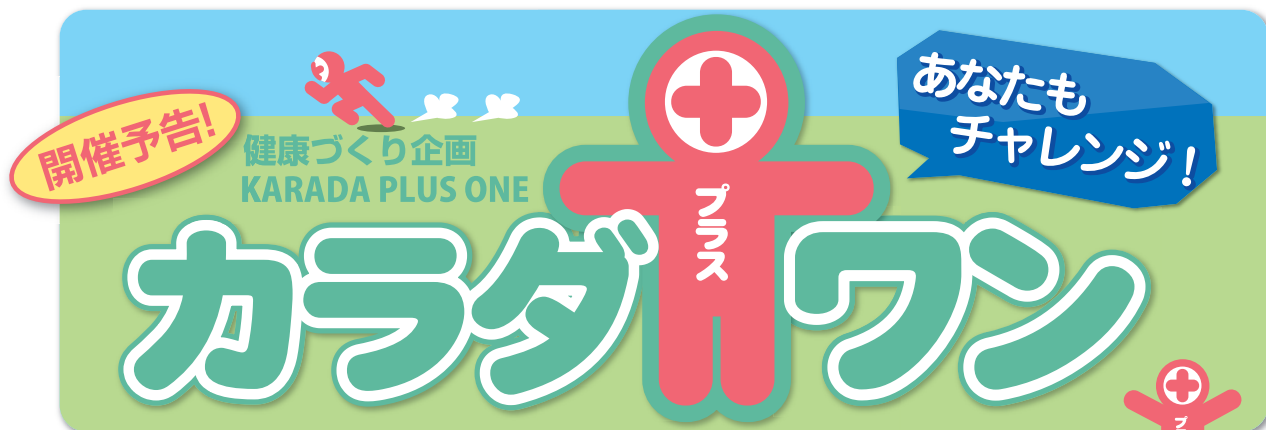


～〈キリトリ線〉～

社会保険事務講習会 参加申込書

会 員 番 号				☎ おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望会場日時	(鳥 栖 ・ 伊 万 里 ・ 武 雄 ・ 佐 賀) 会場/平成 年 月 日 ()					
参加者氏名(2名まで)						
事 業 所 名						
事 業 所 所 在 地	〒			事業所電話番号 ()		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、できるだけ詳しくお書きください。						

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



健康づくり企画カラダ・プラス1(ワン)とは

現代人の生活は、仕事が忙しく暇がないなど運動不足になりがちです。
『カラダ・プラス1』は、ウォーキングなどを日常生活に取り入れ、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防する事を目的としています。
日々の運動は、皆さんを快適な生活に導いてくれます。ぜひ、ご参加ください。

イベント内容・イベント期間

参加されている皆様に、以下の運動項目の中から選んで、日々運動していただき、運動したらPCまたは、携帯の専用サイトに自分のエントリー番号を入力し、運動した項目を選択します。最後に送信ボタンを押してください(送信は1日1回のみです)。
日々継続していただき、運動した日数の合計が多い順に、ニックネームにてランキングします。

運動項目

1. 階段昇降(10分)
2. ウォーキング(20分)
3. ラジオ体操(18分)
4. なわとび(8分)
5. 筋力とレーニング[スクワット、ヒップエクステンション、腕立て伏せ、クランチ(腹筋)](20分)
6. 自転車通勤(15分)
7. ジョギング(10分)



ゴール日までの合計日数上位者(頑張った人)には粗品進呈。期間中でも登録可能です。
ただし、9月30日まで。

申込期間・参加条件

2011年

8年1日～9月30日

(9月1日～11月30日はイベント期間中)。

- 会員事業所に勤務する被保険者およびその家族。
- パソコンまたは携帯電話をお持ちの方。
- 参加費は無料。
- イベントエントリーしていただきます。

申し込み・イベント参加の流れ

- 1** パソコンまたは携帯電話より入力フォームにて参加登録。
- 2** 協会より登録された方にエントリー番号を発行します。
- 3** 日々運動をされたら、運動項目から1つ以上選択、エントリー番号を入力し、送信します。

年金相談窓口開設等のご案内

●平成23年7月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7 鳥栖市役所 (予約)	8 伊万里市役所 (予約)	9 休日相談日
10	11 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 東庁舎 (予約)	14 鳥栖市役所 (予約)	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18	19 鹿島市民会館 (予約) 年金事務所延長相談	20 多久市役所 (予約)	21 鳥栖市役所 (予約)	22 伊万里市役所 (予約)	23
24/31	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27 有田町役場 本庁舎 (予約)	28 鳥栖市役所 (予約)	29 伊万里市役所 (予約)	30

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114
《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

予約相談も受付けております。

※希望される日の前日までに予約をお願いします。

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

●一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165

(ナビダイヤル)

ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで
(月曜日は午後7時まで受付時間延長)

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



●「賞与支払届」の届けについて

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。
保険料や将来受ける取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には
保険料の対象となった
ものが反映します。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年6月分保険料の納付期限は平成23年8月1日(月)です。

ご注意ください!!

※平成23年6月分の社会保険料計算に係る届書は7月5日(火)までに到着するようお届けください。
その後到着した場合は平成23年6月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。